

- 2 縦覧場所
人吉市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
大野地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書

熊本県公告第244号

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき、平成15年3月28日に有明海・八代海再生に向けた熊本県計画を定めたので、同条第7項の規定により公表する。

平成15年4月9日

熊本県知事 潮谷 義子

有明海・八代海再生に向けた熊本県計画

1 有明海及び八代海の再生に関する方針

イ 趣旨

有明海及び八代海は、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫であり、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものである。しかしながら、有明海及び八代海においては、周辺の経済社会や自然環境の変化に伴い、水質の富栄養化^{*1}、底質の泥化や有機物のたい積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊^{*2}の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。特に、本県においては、近年、両海域における大規模な赤潮の頻発により大きな漁業被害が生じている。これらの状況にかんがみ、本県では、平成13年12月に「熊本県有明海・八代海再生に向けた総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、両海域の再生に取り組んできたところである。

このたび、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」（平成14年法律第120号、以下「法」という。）が制定され、国の基本方針に基づき、関係6県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県）がそれぞれ再生に向けた県計画を策定することとなった。このため、本県においては、総合計画を見直し、有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目途として、国や関係県、市町村と連携し、漁業者、地域住民をはじめとする関係者の協力の下、海域の環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、法第5条に基づき、この県計画を策定するものである。

ロ 目標

(1) 有明海及び八代海の世界の環境の保全及び改善

現在、有明海及び八代海においては、一部の水域において水質環境基準が達成されていないため、その達成・維持を目標とする。さらに、赤潮の発生及び貧酸素水塊の発生を抑制し、底生生物を含めた多様な生態系の回復を図るとともに、水質浄化機能を有し、生物の生息・生育地として重要な干潟等が現状よりできるだけ減少することがないよう保全され、また必要に応じその修復・造成を図ることを目標とする。

(2) 有明海及び八代海における水産資源の回復等による漁業の振興

ノリをはじめとする養殖業、採貝をはじめとする海面漁業及び有明海特産種^{*3}等の生産がそれぞれ持続的に行われることを目標とする。

ノリ養殖、魚類養殖等については、漁場の収容力を適正に利用して安定的・持続的な生産を可能にすることを目標とする。

また、採貝等の海面漁業については、減少の原因究明に努めるとともに、それらの生産量を回復方向に転じさせることを当面の目標とする。

さらに、有明海特産種等については、地域の食文化としても重要であり、適切に保存・管理がなされることを目標とする。

2 有明海及び八代海の再生のための施策

イ 水質等の保全に関する事項

(1) 汚濁負荷の総量の削減に資する措置

有明海及び八代海の世界に流入する水の汚濁負荷量（科学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量をいう。）を定量的に把握するとともに、地域の実情に応じた次の総量削減の措置を講ずる。また、汚濁負荷の実態を踏まえ、新たな総量削減の方策の検討を進める。

(イ) 生活排水対策等

① 下水道等生活排水処理施設の総合的な整備の促進

有明海の汚濁負荷（COD^{*4}）の約49%（平成10年度ベース、環境省調べ）、八代海と同じく約8%（平成7年度ベース、熊本県・鹿児島県調べ）が生活排水である。また、本県の污水処理施設整備率^{*5}は、平成13年度末で、61.2%で全国平均の73.7%に比べて低い状況にあり、汚濁負荷量を減らすために生活排水処理施設の整備を促進することが急務である。

このため、市町村との協議を行いながら、県内の各施設整備事業の区域を調整し、総合的な整備を促進するための基本となる「熊本県生活排水処理施設整備構想」を策定し、この構想に基づいて、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の計画的な整備を促進する。また、各処理施設について、窒素含有量及びりん含有量を削減するための高度処理施設の設置等